

## 2021年度入学試験問題 出題趣旨(憲法)

町が進める施策に反対する署名活動を行った者に対し、町長の指示で町が戸別訪問による調査や書面の送付などを行ったという事案に含まれる憲法上の問題を問う設問である。損害賠償請求訴訟の提起を検討している事案であるが、憲法論として議論を組み立ててもらえればよい。モデルとなった事案(岐阜地判平 22・11・10、名古屋高判平 24・4・27、最三小判平 24・10・9)はあるが、本問の事例はモデルと同一ではなく、他の類似の事案をも加味している。具体的な処分がなされたような事案ではないので、Xらの側からは、どのような意味で、またどの程度の権利侵害が生じているのかを的確に、また丁寧に論じる必要がある(小問1)。そのうえで、署名の正確性を確認する、適切な情報を提供するといった町側の主張が、権利制約をどこまで正当化するものとなっているのかを、事案に即して論じてゆくことになる(小問2)。

本問の署名活動は請願に該当するとみることができるので、Xらの側からは請願権の制約という主張が考えられるが、町長が住民活動に圧力をかけその方向を変えようとしているとも受け取れるので、さらに、政治活動の自由(表現の自由)の制約という主張を立てることが考えられよう。直接的な権利制約は行われていないが、個別訪問による調査や反対署名者への文書送付を通じ、事実上、請願行為や今後の住民運動に強い萎縮効果が生じているという点が、問題となりうる。

戸別訪問・文書送付の双方について、プライバシーの侵害も問題となる。署名簿が町に提出されているが、署名が特定の意見表明と結びついていることからすると、署名者が想定しない形でそれらが利用されることは自己情報コントロール権あるいは情報自己決定権の侵害にあたるといった主張が考えられよう。

さらに、戸別訪問をめぐっては、思想・良心の自由の侵害という主張も考えられる。まずは、本問のような政治的争点に関する意見も思想・良心の自由の保護対象となるかを論じることになる。反対意見を表明したことの表白を重ねて求められたという点だけでなく、反対の意見は望ましくないと強く示唆して暗黙裏に意見の変更を求められたといった点も問題となる。

本問の署名の真正さに疑義はあるが、戸別訪問による調査や反対署名者のみを対象とした文書送付以外の対応手段を考えることもできる。法的効果を生じない署名について、どこまで徹底した措置が必要だったかも問題となろう。

すべてを検討することは難しいであろうが、請願権・表現の自由やプライバシーに関する論点については、検討してほしいところである。